

株 主 各 位

大分県津久見市上青江4478番地8
株 式 会 社 タ イ セ イ
代表取締役社長 佐 藤 成 一

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月20日(金曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月21日(土曜日)午後1時30分
2. 場 所 大分県津久見市大字津久見浦3825番地-100
津久見市民会館 1階 会議室
(昨年と同じ会館ですが、会場が異なりますので、ご注意ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
1. 第21期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 定款一部変更の件
第 2 号 議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第 3 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.taisei-wellnet.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に、個人消費においては緩やかな回復傾向が続いておりましたが、新天皇即位と新元号制定による景気のプラス効果、増税前の駆け込み需要と一時的には好調に推移したものの、その反動も大きく、加えて度重なる台風到来による自然災害もあいまって、先行き不安定な状況であります。また、企業活動においても、企業収益、設備投資は世界的な景況感の回復や人手不足に伴うAI化、自動化投資が下支えとなり、底堅く推移したものの、米国を中心とした不安定な国際状況や貿易摩擦、さらにはアジア近隣諸国における地政学リスクへの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業である菓子・パン資材および雑貨等の販売事業の業界におきましては、新天皇即位・新元号制定と大型連休前の駆け込み需要、またその後の反動、自然災害による地域的需要低迷、増税前の駆け込み需要とめまぐるしく変化いたしました。

このような厳しい事業環境の中、当社グループは、主に当社インターネット通販サイト「cotta」（コッタ）での販売を通じて、クリスマス・バレンタイン等の季節商戦において個人客を中心として堅調に推移したと認識しております。また、おうちパンマスター等の資格事業に、新たに「米粉パンマスター」と「ナチュラルスイーツマスター」を加え、順調に受講者数を伸ばしております。

さらに、今後の繁忙期に備え、今年の6月より、新潟からの出荷が出来る体制を構築し、九州と新潟の2拠点からの出荷が可能となりました。これにより、従来から人手不足により課題となっていた出荷能力の向上および運賃削減の効果が見込まれ、サービスの的にも首都圏への翌日配達が可能となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,399,923千円（前年度比1.9%増）、営業利益は317,331千円（同7.1%減）、経常利益は350,018千円（同7.6%減）、親会社株主に帰属す

る当期純利益は225,690千円（同33.9%減）となりました。
取扱商品区分別の状況は、次のとおりであります。

取 扱 商 品 区 分 別	売 上 高
鮮 度 保 持 剤	287,511千円
菓子関連の包装資材および生活用雑貨等	3,300,492千円
菓子関連の食材等	2,367,838千円
弁当関連の資材等（容器等）	200,292千円
そ の 他	243,787千円
合 計	6,399,923千円

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は88,411千円で、その主なものは、当社の販売物流システム23,401千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期借入金150,000千円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第18期 (2016年9月期)	第19期 (2017年9月期)	第20期 (2018年9月期)	第21期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売上高 (千円)	4,853,765	6,034,188	6,278,023	6,399,923
営業利益 (千円)	162,082	291,507	341,673	317,331
経常利益 (千円)	202,317	330,051	378,619	350,018
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	163,019	239,657	341,419	225,690
1株当たり当期純利益 (円)	15.08	22.16	31.51	20.78
総資産 (千円)	4,166,644	4,333,383	4,293,442	4,503,874
純資産 (千円)	1,985,354	2,207,248	2,531,786	2,721,130
1株当たり純資産 (円)	182.45	202.77	232.08	249.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託制度における信託が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
3. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第20期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プティパ	215,000千円	100.0%	食材加工販売
株式会社つく実や	33,485千円	65.4%	食品製造販売
株式会社TUKURU	50,000千円	100.0%	インターネットサイトの運営
周陽商事株式会社	10,000千円	100.0%	食材卸売販売
株式会社ヒラカワ	20,000千円	100.0%	荒物雑貨卸販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

① 販売の強化

当社グループの主要事業は、菓子・パン資材および雑貨等の販売事業（以下「資材および雑貨等の販売事業」という。）であります。販売方法としては、当社インターネット通販サイト「cotta」（以下「コッタ」という。）にて、インターネットを介して販売する形態が主流であります。

したがって、商品ごとの需要予測に基づく適切な在庫確保、商品ラインナップの充実、他サイトおよび他店との価格競争力の確保、効果的なキャンペーンや販促活動の実施、当社通販サイトやカタログ・広告の充実等が重要な課題であると認識しております。

具体的には、毎週会議を通じて、販売分析、需要予測、競合情報の取得、その他販売拡大のための様々な施策の立案・実行を、緻密かつタイムリーに行っておりますが、今後はより緻密性を高めていく方針であります。また、売れ残り商品については、アウトレット商品としての格安販売の企画等を進め、過剰在庫の削減に努めていく方針であります。

② コストの低減

当社グループの主要事業である資材および雑貨等の販売事業においては、商品の仕入原価は勿論、宅配便等の商品発送費用、ピッキング作業（在庫商品の取り出しおよび発送先ごとの梱

包) に要する人件費等が、利益率に影響を与えます。

したがって、様々なコスト構造の分析、ボリュームディスカウントを含めた仕入原価や業務委託コストの低減交渉、ピッキング作業効率の向上等が重要な課題であると認識しております。

③事業の多様化

当社は、従前、菓子・弁当関連の包装資材や鮮度保持剤の販売事業が主要事業でありました。その後、事業の多様化および取扱商品の拡張を図る目的で、2010年6月に子会社として株式会社プティパを新設し、2011年4月に株式会社つく実やを子会社化いたしました。2014年1月にはコッタの運営を専門に手がける目的で、子会社として株式会社TUKURUを設立いたしました。同社においてはインターネットメディア事業にも進出しております。また、2015年1月には製菓・製パン用食材卸売業者の周陽商事株式会社を子会社化し、これまでの通信販売に加え、業者向け対面販売という新たな販路を可能にしました。そして、2016年8月には荒物雑貨卸業の株式会社ヒラカワを子会社化し、菓子関連資材・食品に留まらず、生活用雑貨を中心とした品揃えの充実を図り、コッタで集客した個人客への販売をより強固なものにしております。

今後も、顧客の潜在ニーズを探り、事業の多様化および取扱商品の拡張を図る目的で、新たな子会社を擁する可能性があります。

したがって、子会社の業務管理には万全を尽くす方針であります。とりわけ、上記子会社のうち、株式会社プティパおよび株式会社つく実やについては、食材および食品を加工・製造しており、食品衛生法等のコンプライアンスのさらなる厳格化にも取り組み、「食の安全性」を追求していくことが使命であると認識しております。

④システムの向上

当社グループの主要事業である資材および雑貨等の販売事業においては、コッタにて、インターネットを介して販売する形態が主流であります。社内の基幹システムにおいては、仕入、在庫、顧客情報、注文、決済、出荷、製造等に関する情報が一元管理され、自動処理されております。

したがって、今後の情報データの膨大化や複雑化、IT技術の高度化に対応するため、また、セキュリティや安定性等を一層向上させるために、システムの性能および機能を向上させることが、重要な課題であると認識しております。さらに、バックアップや非常事態時のリカバリ体制の構築への取り組みも、重要な課題であると認識しております。

⑤内部管理体制の強化

当社グループの内部管理組織は、事業規模に応じて小規模となっておりますが、今後は事業の多様化や人員拡大を図ってまいります。

したがって、優秀な人材の獲得、教育の強化、業務の効率化等に取り組むことが、重要な課題であると認識しております。また、業務の効率化については、社内規則やマニュアルを整備していくことも、重要な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

当社グループは、菓子・パン資材および雑貨等の販売事業を主要な事業としております。

(6) 主要な営業所および工場 (2019年9月30日現在)

当社	本社：大分県津久見市、商品センター：大分県津久見市
株式会社プティパ	本社：大分県津久見市、工場：宮崎県宮崎市
株式会社つく実や	本社：大分県津久見市、工場：大分県津久見市
株式会社TUKURU	本社：東京都渋谷区
周陽商事株式会社	本社：山口県下松市
株式会社ヒラカワ	本社：福岡県福岡市

(7) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況 86 (101) 名 (前年度比11名増 (12名減))

(注) 1. 当社グループは、菓子・パン資材および雑貨等の販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別では記載しておりません。

2. 使用人数は就業員数 (非常勤者および休職者を除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーおよびアルバイト等) は、外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (70) 名	6名増 (2名増)	41.4歳	8.7年

(注) 使用人数は就業人員 (非常勤者および当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーおよびアルバイト等) は、外数で記載しておりますが、平均年齢および平均勤続年数の計算には含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社大分銀行	470,000千円
株式会社日本政策金融公庫	395,462千円
株式会社三井住友銀行	43,751千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 21,600,000株

(注) 2018年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことに伴い、定款変更により発行可能株式総数は14,400,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 11,037,513株 (自己株式484株を含む)

(注) 1. 2018年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことに伴い、発行済株式総数は7,354,342株増加しております。
2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は6,000株増加しております。

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 2,835名

⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐藤成一	3,034,200株	27.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,222,600株	11.0%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	534,693株	4.8%
株式会社 シモジマ	509,400株	4.6%
児玉佳子	327,900株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	218,300株	1.9%
株式会社 SBI証券	207,094株	1.8%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	172,900株	1.5%
MSIP CLIENT SECURITIES	124,600株	1.1%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	118,000株	1.0%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (484株) を控除して計算しております。

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式(172,900株)は、「株式給付信託(BBT)」および「株式給付信託(J-E S O P)」制度に係る当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類および計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。
3. 2019年1月21日付で、大和証券投資信託委託株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該変更報告書において、2019年1月15日現在で同社が845,000株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。
4. 2019年4月22日付で、三井住友D S アセットマネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該変更報告書において、2019年4月15日現在で同社が552,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げること、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および株主数の増加を図ることを目的とし、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。

これにより、発行済株式総数は7,354,342株増加し、11,031,513株となっております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき、2018年10月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は14,400,000株増加し、21,600,000株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年9月30日現在)

イ. 2011年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,000個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
6,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 132円（1株当たり 44円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
2013年1月29日から2021年1月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約によるところにより
ます。

ロ. 2014年1月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
195個（新株予約権1個につき300株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
58,500株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 65,700円（1株当たり 219円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
2016年1月25日から2023年12月20日まで

・新株予約権の行使の条件

権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約によるところにより
ます。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	2,195個	64,500株	6名
取締役 (監査等委員)	一個	一株	一名

- (注) 1. 当社は、2013年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そのため、上記のイ. について、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため、上記のイ. およびロ. について、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 上記「当社役員の保有状況」のうち、取締役（監査等委員を除く）1名に付与している新株予約権（新株予約権の数45個 目的である株式の数13,500株）は、取締役就任前に付与されたものであります。
4. 上記「当社役員の保有状況」の新株予約権の数および目的である株式の数は、上記のイ. およびロ. の合計数であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤成一	株式会社TUKURU 代表取締役社長、株式会社ヒラカワ 代表取締役社長
取締役	児玉佳子	株式会社つく実や 取締役
取締役	江藤衆児	周陽商事株式会社 常務取締役
取締役	後藤眞二郎	総務部長、株式会社TUKURU 取締役
取締役	吉田史大	株式会社プティパ 代表取締役社長、周陽商事株式会社 代表取締役社長
取締役	野村弘	経理部長
取締役	黒須綾希子	株式会社TUKURU 取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	日名子正嗣	株式会社つく実や 監査役
取締役 (監査等委員)	是永克則	是永会計事務所 所長
取締役 (監査等委員)	石井潤吉	JACS 代表者

- (注) 1. 監査等委員である取締役の日名子正嗣氏、是永克則氏および石井潤吉氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役の是永克則氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役の石井潤吉氏は、金融関係に係るビジネス経験および投資会社における経験を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために日名子正嗣氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は、是永克則氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	7名	39,510千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	5,280千円 (5,280千円)
合計 （うち社外役員）	10名 (3名)	44,790千円 (5,280千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年12月19日開催の第17期定時株主総会決議において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月19日開催の第17期定時株主総会決議において年額60,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・株式給付引当金繰入額2,172千円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名に対するものです。）
- なお、株式給付引当金繰入額につきましては、2014年12月20日開催の第16期定時株主総会決議および2015年12月19日開催の第17期定時株主総会決議に基づき計上したものであります。これは、上記（注）2. に記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役日名子正嗣氏は、株式会社つく実やの監査役であります。なお、株式会社つく実やは当社の子会社であり、商品売買取引、資金貸借取引および債務保証取引等があります。
- ・ 監査等委員である取締役是永克則氏は、是永会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役石井潤吉氏は、JACSの代表者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員) 日名子正嗣	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。他社において長年総務および製造業務等に携わった経験と知見から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 是永克則	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 石井潤吉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。長年にわたる金融機関および投資会社における経験から、適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役である各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額をもって、会計監査人の損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【1】 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 2015年12月19日）

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、関係法令およびその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動するために「コンプライアンスガイドライン」を設け、取締役および使用人は、このガイドラインの実現が自らの役割であることを認識し、行動する。

また、内部監査部門は、社内の業務活動、諸制度および内部統制システムの整備運用状況を監査し、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」等に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および使用人は、業務上のリスクを網羅的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストによって最良の結果が得られるように、「リスク管理規程」を制定し、リスクの回避、軽減およびその移転その他必要な措置を講じることとする。また、投資家や株主に開示すべきリスク事項については、有価証券報告書等において、取締役会での慎重な検討を経たうえで、適切な開示を図る。

重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損害の拡大を防止する体制を整えることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月開催の取締役会に加え、変化する経営環境に対応すべく随時に取締役会を開催し、適時適切な意思決定および各取締役の職務執行の状況報告が行える体制を構築し、運用を行う。

また、各取締役の管掌組織の業務組織については、毎週開催の経営会議において、状況報告が行える体制を構築し、運用を行う。

なお、取締役会および経営会議においては、監査等委員である取締役も参加し、適宜、効率性、健全性等の観点から、意見具申できる体制とし、さらに、監査等委員会において、取締役の職務執行状況の再確認および適法性の検討を行う。

⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

「関係会社管理規程」に基づき、適切かつ効率的な経営・事業管理を行うとともに、当社グループ全体で内部統制の強化に取り組む。

「関係会社管理規程」において、承認事項、報告事項を定め、適時所管責任者に報告もしくは書類を提出する。所管責任者は取締役会、監査等委員会へ報告する。

子会社に対して、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的な職務執行体制等について、規程等の整備の助言・指導を行うほか、教育・研修を行う。

内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査等委員会と連携して内部統制システムの整備運用状況を監査し、必要に応じて改善を求める。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会にて協議により人選された者を置くものとする。この場合、当該使用者に対する指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。当該使用者に対する人事評価および人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

当該使用者は、当社の監査等委員の指示に従い、当社の監査等委員の監査に必要な調査の権限を持って監査業務を行う。

⑦ **当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制**

監査等委員は、独立性堅持のもと監督機能を十分に発揮できるよう、取締役会その他重要な意思決定・報告会議に出席し、当社および子会社の取締役および使用者から重要事項の報告を受けるものとする。

また、監査等委員は、内部監査部門や会計監査人および監査法人から、業務や会計に関する監査の状況について、説明・報告を受けるとともに、意見交換を行うことで、連携を図る。

⑧ **前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかな場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ **その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、内部監査部門、会計監査人と連携するとともに代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制**

当社は、市民生活の秩序に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、毅然とした態度で臨むことを行動規範で定める。

また、体制としては、総務部が統括部署となり、「反社会的勢力対処規程」および「反社会的勢力対処マニュアル」の制定、所轄の警察署等の外部機関との連携等により、反社会的勢力排除の取組みを強化する。

【2】 **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

内部統制システムについては、継続的に運用の改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。通販業界においては個人情報の保護が厳格に求められることから「プライバシーマーク」の研修、上場会社としてのコンプライアンス意識の向上を図るため「インサイダー取引防止」の研修などを継続して実施しております。

また、常勤の監査等委員である取締役も出席して毎週実施している経営会議において、最新のコンプライアンスに関する情報の共有を図るとともに、リスクに関する検討を行っております。新規の取引を開始する際は、反社会的勢力ではないことの調査を実施しております。内部監査は子会社を含む各部門に対して実施するとともに、改善事項を指摘し法令遵守、定款および社内規程等の適合が図られるよう改善に努めております。内部通報制度を整備し、通報窓口について周知を図り運用を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、事業成長に必要なかつ十分な内部留保を維持拡大する政策を優先しつつも、当社の経営成績、財務状態および事業計画の達成度等を総合的に判断したうえで、安定的な配当を継続する方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、当事業年度の業績ならびに経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、1株当たり4円とさせていただくことといたしました。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,986,431	流動負債	941,366
現金及び預金	1,352,253	支払手形及び買掛金	451,642
受取手形及び売掛金	303,351	短期借入金	70,000
たな卸資産	1,142,178	1年内返済予定の長期借入金	84,204
その他	200,347	リース債務	17,206
貸倒引当金	△11,700	未払法人税等	66,764
		賞与引当金	32,041
		ポイント引当金	11,667
		その他	207,839
固定資産	1,517,442	固定負債	841,378
有形固定資産	1,316,494	長期借入金	755,009
建物及び構築物	780,982	リース債務	49,894
機械装置及び運搬具	66,192	繰延税金負債	12,487
土地	392,744	株式給付引当金	12,902
リース資産	59,174	退職給付に係る負債	2,920
その他	17,400	資産除去債務	5,587
		その他	2,576
無形固定資産	92,259	負債合計	1,782,744
のれん	717	(純資産の部)	
その他	91,542	株主資本	2,709,182
		資本金	642,453
投資その他の資産	108,688	資本剰余金	615,621
その他	108,688	利益剰余金	1,480,078
		自己株式	△28,970
		新株予約権	11,947
資産合計	4,503,874	純資産合計	2,721,130
		負債純資産合計	4,503,874

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,399,923
売上原価		3,891,940
売上総利益		2,507,983
販売費及び一般管理費		2,190,651
営業利益		317,331
営業外収益		
受取利息及び配当金	109	
補助金収入	3,007	
力タ口グ協賛金	31,640	
電力販売収益	6,387	
その他の	5,374	46,520
営業外費用		
支払利息	7,709	
電力販売費用	4,119	
その他の	2,004	13,833
経常利益		350,018
特別利益		
固定資産売却益	231	
受取保険金	2,070	2,301
特別損失		
固定資産除却損失	3,008	
減損損失	11,660	14,668
税金等調整前当期純利益		337,650
法人税、住民税及び事業税	131,357	
法人税等調整額	△19,397	111,959
当期純利益		225,690
親会社株主に帰属する当期純利益		225,690

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,744,499	流動負債	614,327
現金及び預金	697,454	買掛金	239,094
売掛金	93,497	短期借入金	70,000
商品	746,666	1年内返済予定の長期借入金	64,632
貯蔵品	2,609	リース債務	10,216
未収入金	187,322	未払金	136,684
その他	25,188	未払法人税等	46,607
貸倒引当金	△8,240	賞与引当金	20,960
固定資産	1,731,529	ポイント引当金	11,667
有形固定資産	931,545	その他の	14,465
建物	539,990	固定負債	696,245
構築物	16,667	長期借入金	641,811
機械及び装置	32,803	リース債務	30,491
工具器具及び備品	15,186	繰延税金負債	12,512
リース資産	33,638	株式給付引当金	11,430
土地	287,712	負債合計	1,310,573
その他	5,546	(純資産の部)	
無形固定資産	96,904	株主資本	2,153,507
ソフトウェア	94,942	資本金	642,453
電話加入権	244	資本剰余金	615,621
その他	1,717	資本準備金	601,812
投資その他の資産	703,079	その他資本剰余金	13,808
関係会社株式	522,818	利益剰余金	924,403
関係会社長期貸付金	164,776	その他利益剰余金	924,403
保険積立金	54,239	特別償却準備金	87,038
その他	55,317	繰越利益剰余金	837,364
貸倒引当金	△94,072	自己株式	△28,970
資産合計	3,476,028	新株予約権	11,947
		純資産合計	2,165,455
		負債純資産合計	3,476,028

損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,569,861
売 上 原 価		2,706,568
売 上 総 利 益		1,863,292
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,674,896
営 業 利 益		188,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	648	
カ タ ロ グ 協 賛 金	31,640	
電 力 販 売 収 益	6,387	
そ の 他	5,666	44,342
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,771	
電 力 販 売 費 用	4,119	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	754	
そ の 他	1,571	11,218
経 常 利 益		221,521
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,000	3,000
税 引 前 当 期 純 利 益		218,521
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,306	
法 人 税 等 調 整 額	△13,153	79,153
当 期 純 利 益		139,367

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江	徹 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 好	慧 ㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タイセイの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タイセイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江	徹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 好	慧 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タイセイの2018年10月1日から2019年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月22日

株式会社タイセイ 監査等委員会
常勤監査等委員 日名子 正 嗣 ㊟
監査等委員 是 永 克 則 ㊟
監査等委員 石 井 潤 吉 ㊟

(注) 監査等委員3名はいずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

当社は今後も「cotta」ブランドの知名度を向上させ、「cotta」ブランド=当社であることを明確にし、そのブランドイメージと企業イメージの向上を目指すべく定款第1条の変更をするものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、2020年3月1日としたいと存じます。

(2) 代表取締役（社長交代）および役員異動

当社グループの経営体制の強化、充実を図り、持続的な成長と更なる企業価値の向上を図ることを目的として、新たに代表取締役会長を設け、社長をサポートしていく体制をとるべく定款第3章および第4章の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>タイセイ</u> と称し、英文では、 <u>TAISEI CO.,LTD</u> とする。 第2条～第12条 【条文省略】	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>c o t t a</u> と称し、英文では、 <u>cotta CO.,LTD</u> と表示する。 第2条～第12条 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第14条～第20条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第23条～第40条【条文省略】</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第14条～第20条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第23条～第40条【現行どおり】</p> <p>附則</p> <p>第1条(商号)の変更は、2020年3月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さとうせいいち 佐藤成一 (1958年1月15日)	1980年4月 株式会社三星入社 1983年4月 鳥繁産業所入社 1992年6月 同社取締役 1998年12月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TUKURU代表取締役社長 株式会社ヒラカワ代表取締役社長	3,034,200株
2	くろすあきこ 黒須綾希子 (1984年8月27日)	2007年4月 株式会社インテリジェンス入社 2010年4月 当社入社 2014年1月 株式会社TUKURU入社 2016年12月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TUKURU取締役	61,500株
3	こゑだまよしこ 児玉佳子 (1960年4月4日)	1979年4月 株式会社寿屋入社 1993年6月 中谷電子製作所株式会社入社 1994年5月 株式会社鳥繁産業入社 1998年12月 当社入社 2001年12月 当社常務取締役 2004年4月 当社専務取締役 2012年12月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社つく実や取締役	327,900株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	え江 とう藤 じゅう衆 じ児 (1955年10月30日)	1978年4月 株式会社赤川英入社 1983年9月 有限会社ファンファクトリー入社 1987年1月 津久見商工会議所入所 2004年3月 当社入社 当社常務取締役 財務・経理・総務担当 2012年12月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 周陽商事株式会社常務取締役	42,000株
5	ご後 とう藤 じん眞 じろう二郎 (1963年9月5日)	1988年4月 株式会社エドウィン入社 2001年9月 株式会社庄司酒店入社 2002年9月 有限会社ビデオアクティブつくみ入社 2003年9月 当社入社 2005年12月 当社取締役データ管理担当 2012年5月 当社取締役総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TUKURU取締役	19,113株
6	よし吉 だ田 ふみ史 ひろ大 (1970年12月22日)	1989年3月 大分交通株式会社入社 1994年11月 南九州スリーボンド株式会社入社 1999年8月 株式会社庄司酒店入社 2005年6月 当社入社 2009年12月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プティパ代表取締役社長 周陽商事株式会社代表取締役社長	18,000株
7	の野 むら村 ひろし弘 (1969年6月18日)	1993年4月 株式会社佐藤組入社 2005年11月 公認会計士秦野晃郎事務所入所 2007年2月 株式会社ジョイフル入社 2008年9月 当社入社 2010年6月 株式会社プティパ監査役 2012年1月 当社経理部長 2012年12月 当社取締役経理部長(現任)	6,000株

(注) 候補者佐藤成一および児玉佳子氏は、当社の子会社である株式会社つく実やの取締役であり、当社は同社との間に商品売買取引、資金貸付取引および債務保証取引等があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こ だま かず お 児 玉 和 男 (1953年8月19日)	1972年3月 小野田セメント株式会社津久見工場商務課入社（現 太平洋セメント株式会社） 2004年9月 関西マテック株式会社総務部長（出向） 2007年6月 同社取締役総務部長（出向） 2009年9月 同社取締役総務部長（転籍） 2012年6月 同社常務取締役総務部長 2017年6月 同社常勤顧問 2019年9月 当社顧問（現任）	一株
2	いし い じかん きち 石 井 潤 吉 (1955年9月30日)	1978年4月 株式会社大分銀行入行 1999年8月 大分ベンチャーキャピタル株式会社副部長 2004年8月 株式会社大分銀行企業サポート部推進役 2010年6月 大分ベンチャーキャピタル株式会社本部長 2012年12月 当社監査役 2013年1月 株式会社JACS代表取締役 2015年12月 当社監査等委員である取締役（現任） (重要な兼職の状況) JACS 代表者	一株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	岸原稔泰 (1973年6月25日)	1997年4月 株式会社ヤオハンジャパン入社 1999年8月 株式会社ディー・ブレイン九州(現 株式会社グロースアシスト) 入社 2000年6月 同社取締役 2005年4月 ディー・ブレイン証券株式会社(現 日本クラウド証券株式会社) 出向 2009年7月 株式会社ディー・ブレイン九州(現 株式会社グロースアシスト) 代表取締役(現任) 2016年1月 一般社団法人Startup GoGo 代表理事(現任) 2018年1月 GxPartners 有限責任事業組合 組員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グロースアシスト代表取締役 一般社団法人Startup GoGo代表理事 GxPartners 有限責任事業組合 組員	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 兒玉和男氏、石井潤吉氏および岸原稔泰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は本議案が承認可決され、兒玉和男氏、石井潤吉氏および岸原稔泰氏が社外取締役に就任した場合、各氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
 兒玉和男氏は、大手メーカーにおける経理および総務等の経験を有しており、独立的かつ客観的な立場から、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
 石井潤吉氏および岸原稔泰氏は、両氏がこれまで培ってきた金融関係に係るビジネス経験および投資会社における経験により、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 石井潤吉氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

6. 兒玉和男氏、石井潤吉氏および岸原稔泰氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また、兒玉和男氏および石井潤吉氏は過去2年間に受けていたことはありません。岸原稔泰氏とは、経営等に関する指導・助言を目的に、当連結会計年度においてアドバイザリー契約を締結しておりましたが、当連結会計年度末日までに当該契約を解消しております。加えて当社は、同氏が代表取締役を務める株式会社グロースアシストの株式を保有しておりますが、当該株式は議決権のない優先株式であり、金額も僅少であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 兒玉和男氏および石井潤吉氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
8. 兒玉和男氏および石井潤吉氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員となったことはありません。
9. 石井潤吉氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
10. 当社は石井潤吉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
11. 兒玉和男氏および岸原稔泰氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大分県津久見市大字津久見浦3825番地－100
津久見市民会館 1階 会議室
TEL 0972-82-5265

昨年と同じ会館ですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようお願いします。



交通 東九州自動車道 津久見ICより 車 約9分

JR日豊本線 津久見駅より 徒歩 約11分

※ なお、駐車場は駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。